



令和7年12月16日

福岡市域ブロックのタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和7年12月16日、福岡市の日新交通株式会社他3社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、福岡市域ブロック（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める要請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（5割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

1. 要請者

事業者名：日新交通株式会社

住 所：福岡県福岡市南区清水1丁目22番地24号

他3社

2. 運賃改定要請の概要（普通車要請分を抜粋）

【初乗運賃】

車種区分	要請運賃
普通車	1. 0kmまで 600円

車種区分	現行運賃
普通車	1. 6kmまで 830円

【加算運賃】

車種区分	要請運賃
普通車	258mまで 100円

車種区分	現行運賃
普通車	268mまで 80円

（※1）福岡市域ブロック（運賃が適用される地域）

福岡市・春日市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・古賀市・糸島市・那珂川市・糟屋郡

（※2）福岡市域ブロック 事業者数及び車両数（令和7年12月16日現在）

事業者数：93者

車両数：4,493両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：佐藤、舛田

電話 092-472-2527

